防災県土整備企業常任委員会提出資料（県土整備部）

【企画総務担当】
（１）令和元年度県土整備部組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１－１
（２）令和元年度県土整備部幹部職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・１－４
（３）令和元年度当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１－９

【公共事業総合政策担当】
（１）新三重県建設産業活性化プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－１
（２）入札・契約制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－６
（３）総合評価方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－９
（４）公共事業評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－12

【工事検査担当】
（１）工事検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３－１

【道路整備担当】
（１）幹線道路網（高規格幹線道路・直轄国道）の整備・・・・・・・・・・４－１
（２）県管理道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４－４
（３）道路の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４－７
（４）交通安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４－10

【流域整備担当】
（１）河川の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５－１
（２）砂防・ダムの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５－５
（３）港湾・海岸の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５－７

【都市政策担当】
（１）都市政策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６－１
（２）下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６－５

【住まい政策担当】
（１）建築開発行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７－１
（２）住宅・建築物の耐震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７－３
（３）住宅政策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７－４

令和元年５月24日
県　土　整　備　部

令和元年度県土整備部組織機構

1．本庁

（1）主な組織改正

○ 流域下水道事業への公営企業会計導入に伴う体制整備
　「下水道課」を廃止し、「下水道経営課」と「下水道事業課」を設置

○ その他
　住宅政策課において「住宅管理班」と「住宅整備班」を統合し、「公営住宅班」を設置

（2）組織

部長

【担当名】	【課名】	【班名】
企画総務担当	県土整備総務課	企画広報班
		予算決算班
		人材開発班
	県土整備財務課	経理1班
		経理2班
	公共用地課	審査調整班
		用地支援班
公共事業総合政策担当	公共事業運営課	公共事業運営班
		総合評価班
	技術管理課	技術管理班
		情報化班
	建設業課	建設業班
		入札制度班
道路整備担当	道路企画課	道路企画班
		高速道推進班
	近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム	用地1班
		用地2班
	道路建設課	道路建設班
		橋りょう・市町道班
	道路管理課	道路管理班
		道路維持班
流域整備担当	河川課	河川計画班
		河川事業班
		河川管理班
	防災砂防課	砂防班
		ダム班
		砂防管理班
	港湾・海岸課	港湾整備班
		海岸整備班
		港湾海岸管理班
	施設災害対策課	施設災害対策班
		水防対策班
都市政策担当	都市政策課	都市計画班
		街路・公園班
		市街地整備班
		景観・屋外広告班
	下水道経営課【新設】	経営・管理班
	下水道事業課【新設】	計画・事業班
住まい政策担当	建築開発課	建築安全班
		建築審査班
		開発審査班
		宅建業・建築士班
	住宅政策課	住まい支援班
		公営住宅班【新設】
	営繕課	営繕調整班
		建築1班
		建築2班
		電気設備班
		機械設備班
市町連携総括監		
工事検査担当		

2. 地域機関

(1) 主な組織改正

○ 事業進捗に伴う室の廃止
四日市建設事務所において「プロジェクト推進室」を廃止し、「プロジェクト推進課」を事業推進室に移管

○ その他
熊野建設事務所において「流域一課」と「流域二課」を統合し、「流域課」を設置

(2) 組織

【事務所名】	【室名】	【課名】
桑名建設事務所	総務・管理室	総務課
		管理課
	建築開発室	建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課
		道路課
		流域課
	用地調整室	用地課
四日市建設事務所	総務・管理室	総務課
		管理課
	建築開発室	建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課
		道路課
		流域・公園課
		プロジェクト推進課【新設】
	用地調整室	用地課
鈴鹿建設事務所	総務・管理室	総務課
		管理課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課
		道路課
		流域・公園課
		幹線道路課
	用地調整室	用地課
津建設事務所	総務・管理室	総務課
		管理課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課
		道路一課
		道路二課
		流域一課
		流域二課
	用地調整室	用地課
	君ヶ野ダム管理室	ダム管理課
松阪建設事務所	総務・管理室	総務課
		管理課
	建築開発室	建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課
		道路一課
		道路二課
		流域課
	用地調整室	用地課
	宮川ダム管理室	ダム管理課

【事務所名】	【室名】	【課名】
伊勢建設事務所	総務・管理室	総務課
		管理課
	建築開発室	建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課
		道路一課
		道路二課
		流域一課
		流域二課
	用地調整室	用地課
志摩建設事務所	総務・管理・建築室	総務課
		管理課
		建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課
		道路課
		流域課
	用地調整室	用地課
	鳥羽地域プロジェクト推進室	事業課
伊賀建設事務所	総務・管理室	総務課
		管理課
	建築開発室	建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課
		道路課
		流域課
		幹線道路課
	用地調整室	用地課
尾鷲建設事務所	総務・管理・建築室	総務課
		管理課
		建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課
		道路・公園課
		流域課
	用地調整室	用地課
熊野建設事務所	総務・管理・建築室	総務課
		管理課
		建築開発課
	保全室	保全課
	事業推進室	工事統括課
		道路課
		流域課【新設】
	用地調整室	用地課

小計　10建設事務所

【事務所名】	【室名】	【課名】
北勢流域下水道事務所	総務・用地室	総務・用地課
	事業推進室	保全課
		施設課
		工務課
中南勢流域下水道事務所	総務・用地室	総務・用地課
	事業推進室	保全課
		施設課
		工務課

小計　2流域下水道事務所

計　12事務所

令和元年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）

平成31年4月1日現在

【本庁】

課　　名	職　　名	氏　　名	備考
	県土整備部長	渡辺　克己	
	副部長 （企画総務担当）	小見山　幸弘	
	副部長 （公共事業総合政策担当）	真弓　明光	
	次長 （道路整備担当）	志々田　武幸	
	次長 （流域整備担当）	西澤　浩	
	次長 （都市政策担当）	向井　孝弘	
	次長 （住まい政策担当）	古川　万	
	市町連携総括監	田中　貞朗	
県土整備総務課	課長	濵地　宣広	
県土整備財務課	課長	伊藤　美智子	
公共用地課	課長	北口　哲士	企画総務担当
建設企画監		長瀬　功起	
人権・危機管理監		小野　明子	
公共事業運営課	課長	結城　健治	
技術管理課	課長	松並　孝明	公共事業総合政策担当
	副参事兼班長	水谷　直幸	
建設業課	課長	千種　藤紀	
道路企画課	課長	川上　正晃	
近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム（熊野市駐在）	参事兼担当課長	城本　典洋	
	副参事	吉澤　晃	道路整備担当
	副参事	笹尾　紀仁	
道路建設課	課長	矢野　英樹	
道路管理課	課長	上村　告	

課　名	職　名	氏　名	備考
河川課	課長	岩　崎　　　彰	流域整備担当
	副参事	角　谷　英　雄	
防災砂防課	課長	大　江　　　浩	
港湾・海岸課	課長	竹　内　正　幸	
施設災害対策課	課長	梅　谷　幸　弘	
都市政策課	課長	藤　森　正　也	都市政策担当
下水道経営課	課長	中　村　順　一	
	副参事	西　野　佐与武	
下水道事業課	課長	久　保　拓　也	
建築開発課	課長	岡　村　佳　則	住まい政策担当
住宅政策課	課長	杉　野　京　太	
営繕課	課長	杉　野　健　司	
	副参事兼班長	多　賀　雄　伸	
建築審査監		近　藤　貴　志	
工事検査総括監		高　橋　建　二	工事検査担当
検査監		蔭　間　喜　一	
検査監		山　下　明　久	
検査監		尾　崎　幹　明	
検査監		樋　口　欽　久	
検査監		田　中　利　幸	
検査監		吉　田　博　和	

【地域機関】

事務所名	職　名	氏　名	備考
桑名建設事務所	所長	稗　田　寿次郎	
	副所長兼総務・管理室長	長谷川　　茂	
	副所長兼保全室長	飯　田　充　孝	
	建築開発室長	吉　村　厚　哉	
	事業推進室長	小　菅　真　司	
	用地調整室長	種　村　和　春	
四日市建設事務所	所長	髙　木　和　広	
	副所長兼総務・管理室長	山　口　敬　史	
	副所長兼保全室長	竹　内　一　樹	
	建築開発室長	堀　　　　清	
	事業推進室長	佐　川　　尚	
	用地調整室長	森　川　　成	
	技術管理監	浅　野　　覚	
鈴鹿建設事務所	所長	関　　泰　弘	
	副所長兼総務・管理室長	伊　藤　晃　一	
	副所長兼保全室長	中　西　良　久	
	事業推進室長	作　田　　敦	
	用地調整室長	田　堀　久　哉	
津建設事務所	所長	幸　阪　芳　和	
	副所長兼総務・管理室長	水　谷　雅　宏	
	副所長兼保全室長	藤　井　　穣	
	事業推進室長	奥　山　　長	
	用地調整室長	福　島　洋　樹	
	君ヶ野ダム管理室長	関　山　治　利	

事務所名	職　　名	氏　　名	備考
松阪建設事務所	所長	佐　竹　元　宏	
	副所長兼総務・管理室長	奥　野　雅　弘	
	副所長兼保全室長	松　本　英　之	
	建築開発室長	新　　　正　和	
	事業推進室長	森　　　茂　也	
	用地調整室長	安　井　雅　臣	
	宮川ダム管理室長	野　呂　　　守	
	技術管理監	繁　田　憲　一	
伊勢建設事務所	所長	梅　川　幸　彦	
	副所長兼総務・管理室長	市　川　哲　也	
	副所長兼保全室長	岡　田　規　生	
	建築開発室長	押　越　隆　広	
	事業推進室長	松　橋　陽一郎	
	用地調整室長	村　林　正　治	
	技術管理監	宮　口　友　成	
志摩建設事務所	所長	山　口　尚　茂	
	副所長兼総務・管理・建築室長	松　井　　　定	
	副所長兼保全室長	東　　　幸　伸	
	事業推進室長	須　賀　真　司	
	用地調整室長	松　本　成　尊	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	西　岡　欣　也	
伊賀建設事務所	所長	山　田　秀　樹	
	副所長兼総務・管理室長	中世古　和　則	
	副所長兼保全室長	森　本　忠　彦	
	建築開発室長	福　田　浩　之	
	事業推進室長	友　田　修　弘	
	用地調整室長	仲　川　義　久	

事務所名	職　　名	氏　　名	備考
尾鷲建設事務所	所長	倉　田　正　明	
	副所長兼総務・管理・建築室長	瀬　古　敦　司	
	副所長兼保全室長	上　田　利　彦	
	事業推進室長	片　田　　　悟	
	用地調整室長	谷　出　慎　一	
熊野建設事務所	所長	中　平　　　弘	
	副所長兼総務・管理・建築室長	世　古　浩　一	
	副所長兼保全室長	鈴　村　英　之	
	事業推進室長	向井田　　　亮	
	用地調整室長	森　河　武　彦	
北勢流域下水道事務所	所長	中　野　伸　也	
	副所長兼総務・用地室長	下　里　真　志	
	副所長兼事業推進室長	鳴　川　容　治	
中南勢流域下水道事務所	所長	井戸坂　　　威	
	副所長兼総務・用地室長	稲　垣　　　真	
	副所長兼事業推進室長	新　堂　紳一郎	

県 土 整 備 部

令和元年度当初予算のポイント

1　予算編成にあたっての基本的な考え方

令和元年度は、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたるため、自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点、地域経済の生産性向上や国内外からの集客・交流等を支える基盤整備の観点から、必要な社会資本整備や維持管理等の取組を着実に推進します。

特に、平成３０年７月豪雨など、激甚化・頻発化する自然災害や、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、ハード、ソフトの両面から、防災・減災、国土強靭化対策の更なる推進を図ります。とりわけ、重要インフラの点検結果等を踏まえ国が取りまとめた「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」に集中的に取り組みます。

あわせて、地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、住宅・建築物の耐震化を促進します。

そのほか、働き方改革の視点も踏まえ、引き続き「新三重県建設産業活性化プラン」に基づき、計画的かつ着実に建設業の活性化に向けた取組を進めていきます。

なお、４月の統一地方選挙を踏まえ、骨格的予算として編成しています。

2　主な重点項目

（１）激甚化、頻発化する自然災害や迫りくる大規模地震・津波への対応

○住民避難に資する対策

・危機管理型水位計の設置

予算額　　　９９，３００千円

洪水時の避難判断の目安となる水位状況を監視するため、浸水被害が生じた箇所等に引き続き水位計を設置します。

・洪水浸水想定区域図の作成

予算額　　　４０，９０１千円

（２３８，３０１千円※H30年度２月補正予算含みベース）

洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより洪水ハザードマップ作成を支援します。

・高潮浸水想定区域図の作成

予算額　　　１９，３０２千円

大型台風接近時に円滑かつ迅速な避難ができるよう、高潮浸水想定区域図の令和元年度完成をめざします。また、区域図を市町に提供し、高潮ハザードマップ作成を支援します。

・土砂災害警戒区域指定のための基礎調査

予算額　　　３７２，０００千円

（５２２，０００千円※H30年度２月補正予算含みベース）

土砂災害により危害を受けるおそれのある箇所を周知し、いち早く避難してもらえるよう、令和元年度の完了をめざし、基礎調査を実施します。

○施設整備の推進

・河川改修事業

予算額　　３，４８３，９４０千円

（３，９３４，５４０千円※H30年度２月補正予算含みベース）

河川整備計画に基づき、洪水被害を軽減するための堤防整備や河道掘削、治水上支障となっている橋梁の改築、ダム建設等を進めます。

・土砂災害防止施設整備事業

予算額　　３，１０４，７４８千円

（３，７３１，３４８千円※H30年度２月補正予算含みベース）

土石流等による災害から生命や財産を守るため、砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めます。

○河川堆積土砂の撤去

予算額　　　７６８，３６８千円

河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去及び河川内の雑木の伐採を行います。堆積土砂の撤去及び雑木の伐採にあたっては、撤去箇所の優先度を関係市町と検討しながら実施します。

○河川管理施設の地震・津波対策

予算額　　１，２６５，６４４千円

河口部の大型水門、河川堤防、ダムのゲートについて、地震対策を進めます。

○海岸保全施設の高潮・地震・津波対策

予算額　　２，２９５，６８１千円

（２，５５７，６８１千円※H30年度２月補正予算含みベース）

高潮に対して必要な堤防高、地震に対して必要な耐震性、越流する津波に対して必要な粘り強さを確保するための一体的な施設整備を推進します。

○港湾施設の地震・老朽化対策

予算額　　　４１０，３８６千円

緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の地震対策を進めます。また、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、岸壁の更新・大規模修繕等の老朽化対策を進めます。

○待ったなし！耐震化プロジェクト

予算額　　　９４，７０９千円

地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、市町が行う、木造住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修及び除却への支援を行います。

○建築物耐震対策促進事業

予算額　　　５４，１５０千円

地震に対する建築物やまちの安全性を高めるため、耐震診断が義務化された避難路沿道建築物及び大規模建築物の耐震診断や耐震改修等の耐震化事業に対する支援を行います。

（２）安全・安心や地域の成長を支える道路整備及び機能保全

①高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

予算額　９，２５２，５２０千円

（９，４５２，５２０千円※H30年度２月補正予算含みベース）

地域の経済活動や国内外からの集客・交流等を支える基盤となる高規格幹線道路及び直轄国道の整備促進を図るとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進めます。

【主な路線】

東海環状自動車道、国道１号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道１号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）、鈴鹿四日市道路、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路、新宮紀宝道路　等

②県管理道路の整備推進と施設の機能保全

予算額　２１，９２１，３８６千円

（２８，４１６，２７７千円※H30年度２月補正予算含みベース）

高規格幹線道路等へのアクセス道路やバイパス等の抜本的な整備に加え、柔軟な対応を織り交ぜながら、県管理道路の整備を推進します。

また、自然災害時に道路機能を確保する必要がある施設について、のり面・盛土等の防災対策、冠水対策、橋梁耐震対策等を集中的に進めます。

【主な路線】

国道167号磯部バイパス、国道169号土場バイパス、国道421号大安ＩＣアクセス道路、国道477号菰野バイパス、国道368号伊賀名張拡幅、国道163号片田バイパス、県道北勢多度線、県道四日市関線、県道鈴鹿環状線磯山バイパス、県道六軒鎌田線　等

【うち令和元度供用予定】

国道169号土場バイパス、県道四日市関線、県道六軒鎌田線　等

3　事業の見直し

	事業本数	事　業　費
廃　止	３本	△27,187千円
リフォーム	４本	△3千円
休　止	１本	△30,434千円
合　計	８本	△57,624千円

令和元年度当初予算会計別・事業別一覧表(県土整備部)

1 会計別総括表

(単位：千円)

区分	平成３０年度当初予算 A	令和元年度当初予算 B	対前年度比 B／A
一般会計	(82,308,126) 74,509,554	(81,727,841) 72,137,650	(99%) 97%
港湾整備事業特別会計	166,411	190,118	114%
流域下水道事業特別会計	13,980,906	(13,133,928) 13,037,828	(94%) 93%
合計	(96,455,443) 88,656,871	(95,051,887) 85,365,596	(99%) 96%

2 事業別総括表

(単位：千円)

区分		平成３０年度当初予算 A	令和元年度当初予算 B	対前年度比 B／A
国補公共事業	一般会計	(28,963,247) 22,972,211	(33,665,267) 25,330,476	(116%) 110%
	下水道特会	5,029,374	(4,076,616) 3,980,516	(81%) 79%
	合計	(33,992,621) 28,001,585	(37,741,883) 29,310,992	(111%) 105%
直轄事業	一般会計	(15,427,525) 13,619,989	(14,943,233) 13,687,833	(97%) 100%
県単公共事業	一般会計	13,397,593	10,730,795	80%
	下水道特会	104,755	96,555	92%
	合計	13,502,348	10,827,350	80%
受託公共事業	一般会計	1,208,300	717,163	59%
災害復旧事業	一般会計	8,200,000	6,860,592	84%
その他事業(非公共事業)	一般会計	15,111,461	14,810,791	98%
	港湾特会	166,411	190,118	114%
	下水道特会	8,846,777	8,960,757	101%
	合計	24,124,649	23,961,666	99%
合計	一般会計	(82,308,126) 74,509,554	(81,727,841) 72,137,650	(99%) 97%
	港湾特会	166,411	190,118	114%
	下水道特会	13,980,906	(13,133,928) 13,037,828	(94%) 93%
	合計	(96,455,443) 88,656,871	(95,051,887) 85,365,596	(99%) 96%

※平成30年度当初予算の各欄の(　)書きは、平成29年度2月補正予算(国の内示額)を合算したもの
※令和元年度当初予算の各欄の(　)書きは、平成30年度2月補正予算計上額を合算したもの

3 主な事業別明細表

(単位：千円)

区分		平成３０年度当初予算 A	令和元年度当初予算 B	対前年度比 B／A
国補公共事業	道路事業	(17,045,433) 14,166,480	(21,019,212) 14,635,287	(123%) 103%
	河川砂防事業	(7,687,082) 5,278,582	(8,535,539) 7,188,639	(111%) 136%
	港湾海岸事業	(2,467,330) 1,981,580	(2,627,053) 2,365,053	(106%) 119%
	都市計画事業	(1,491,954) 1,274,121	(1,337,189) 995,223	(90%) 78%
	住宅事業	271,448	146,274	54%
	小計（一般会計）	(28,963,247) 22,972,211	(33,665,267) 25,330,476	(116%) 110%
	下水道事業（下水特会）	5,029,374	(4,076,616) 3,980,516	(81%) 79%
	合計	(33,992,621) 28,001,585	(37,741,883) 29,310,992	(111%) 105%
直轄事業	道路事業	(12,000,667) 10,917,333	(9,326,548) 9,126,548	(78%) 84%
	河川砂防事業	(2,888,874) 2,291,206	(4,782,351) 4,074,651	(166%) 178%
	港湾事業	(429,514) 339,514	(771,246) 437,246	(180%) 129%
	公園事業	(108,470) 71,936	(63,088) 49,388	(58%) 69%
	合計	(15,427,525) 13,619,989	(14,943,233) 13,687,833	(97%) 100%
県単公共事業	建設	3,952,246	3,271,669	83%
	維持	8,952,027	7,121,569	80%
	調査等	493,320	337,557	68%
	小計（一般会計）	13,397,593	10,730,795	80%
	建設（下水特会）	104,755	96,555	92%
	合計	13,502,348	10,827,350	80%
一般会計		(57,788,365) 49,989,793	(59,339,295) 49,749,104	(103%) 100%
総計（一般会計＋特別会計）		(62,922,494) 55,123,922	(63,512,466) 53,826,175	(101%) 98%

※平成30年度当初予算の各欄の(　)書きは、平成29年度2月補正予算(国の内示額)を合算したもの
※令和元年度当初予算の各欄の(　)書きは、平成30年度2月補正予算計上額を合算したもの

新三重県建設産業活性化プラン

1　概要

地域の建設業は、県民生活に必要不可欠な社会資本の整備・維持修繕を担うとともに、災害時の安心・安全の確保や地域の雇用の創出などの重要な役割を担っています。しかし、近年の公共投資を含めた建設投資の減少に伴う受注競争の激化、就業者の高齢化及び若年就業者の減少が進行するなど、厳しい経営環境におかれています。そこで、新たに受注者目線で課題をとらえ、建設業の将来のめざす姿を見据え、建設業の活性化が実感できることを目的として、「新三重県建設産業活性化プラン」（以下「現活性化プラン」という。）を平成29年4月にとりまとめました。

現活性化プランでは、「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」を建設業の将来ビジョンとし、その実現に向けて建設企業が解決すべき課題を「技術力」、「地域貢献」、「経営力」の３つのキーワードに区分して取組を進めています。

なお、現活性化プランは、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の期間とあわせて、令和元年度までとしています。

2　取組方針

建設業の活性化のためには、全ての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業自らが取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が現活性化プランに基づき取組を進めます。また、発注者間の連携を強化するために設置した中部ブロック発注者協議会三重県部会において、現活性化プランの趣旨を市町へ周知し、協働して取組を進めます。

令和元年度は計画期間の最終年度となるため、次期活性化プランを策定し、引き続き、建設業の活性化に向けて取組を進めます。

3　令和元年度の主な取組

（１）技術力

生産性向上に向けた取組（建設ＩＣＴの活用）
積算能力の向上の取組（予定価格の事後公表の拡大）

（２）地域貢献

地域維持型工事発注の実施

（３）経営力

適正な予定価格の設定（単価改訂頻度の見直し）
低入札価格調査制度の改正（最低制限価格の上限撤廃）
週休二日制工事の試行

新三重県建設産業活性化プラン　概要

1　策定趣旨

普段、通行している道路や、洪水を防ぐ河川堤防の整備などは、建設業が担っています。これらの公共土木施設を整備し、適切に維持管理をすることで、物流の高度化や洪水・浸水の被害の軽減など、その機能が発揮され、県民の皆さんの安全・安心で快適な生活、高度な経済活動が成り立っています。

これまで質の高い公共土木施設を整備し、維持修繕を行ってきたのが優良な建設業であり、今後も公共土木施設の整備、維持修繕は地域の建設業が担うことになります。

また、地域の建設業は東日本大震災や熊本地震などの災害時に、道路啓開や応急対応などにあたり、緊急物資の輸送や二次災害の防止に貢献しました。

このように、将来にわたり重要な役割を担い、必要とされる建設業ですが、計画的・安定的な受注ができないなど、建設企業を経営していくことが困難な状況となっています。

そのため、建設業の活性化が実感できることをめざして、「新三重県建設産業活性化プラン」を策定します。

2　新三重県建設産業活性化プラン取組方針

建設業の活性化のためには、すべての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業が取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が本プランに基づき、活性化に向けた取組を進めます。

3　計画期間

「みえ県民力ビジョン　第二次行動計画」の期間と合わせて、平成31年度までとします。

4　将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」

～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

5　建設業のめざすべき姿

（１）社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、良質な社会資本を提供するとともに、高度経済成長の時期に整備し、老朽化の進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割を果たします。そのために、若年者等の技術者・技能者を確保し、公共工事の品質を確保できる確かな技術・技能を将来にわたり維持・継承できることをめざします。

（２）地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生が危惧される中で、災害発生時における復旧・復興という重要な役割を果たします。そのために、発災後に迅速に復旧・復興作業に対応できる能力を持ち続け、地域の安全確保に欠かせない建設企業として存在することをめざします。

（３）地域の雇用に貢献する建設業

建設業は、地域の産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割を果たします。そのために、地域の人たちを継続的に雇用できる安定した経営基盤を確立し、将来にわたって存続できることをめざします。

6　建設業をとりまく現状

（1）確かな技術力を持つ建設企業

1. 県内の建設投資は、平成３年度の１兆4,658億円をピークに減少しており、平成26年度には6,761億円とピーク時の半分以下となっています。
2. 本県の当初予算額は、平成12年度の1,545億円をピークに減少しており、平成28年度は599億円とピーク時の約40%となっています。
3. 平成27年度の国土交通省の発注した三重県内の建設企業が参加可能な工事（一般土木）は、約198億円でしたが、三重県内の建設企業がすべて受注しているわけではなく、約23%（約46億円）の工事は三重県外の建設企業が受注しています。
4. 三重県内の常勤の現場労働者は、平成20年度に約8,400人であったのに対し、平成26年度には約6,600人まで減少しています。
5. 建設業に就労した新規高校卒業者の約半数が３年以内に離職しています。
6. 県内の一級土木施工管理技士のうち、39歳以下の一級土木施工管理技士が占める割合は、平成17年度は全体の約22%でしたが、平成27年度は約14%まで低下しました。
7. 平成27年度に県が総合評価方式で発注した工事の配置予定技術者の平均年齢は約49歳であり、若手技術者が工事を担当する機会が減少しています。

（2）地域に必要とされる建設企業

1. 近年は局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生も危惧されています。時間50mm以上の豪雨の発生回数は、30年前と直近10年を比べると約1.25倍です。南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70%程度とされています。
2. 災害協定を締結しているＡ・Ｂランク建設企業の分布を旧市町村別に見ると、平成28年度において旧９町村で災害対応空白地が発生しています。
3. 県土整備部の維持管理費は、平成18年度は約72億円でしたが、平成28年度は約88億円に増加しています。
4. 平成26、27年度に実施した道路施設の点検結果において、概ね５年以内に修繕が必要な施設の割合は、橋梁では全体の約６%、トンネルでは約58%、横断歩道橋では約52%であり、継続的な維持修繕が必要な状況です。

（3）未来に存続する建設企業

1. 本県の入札参加資格登録者は、当初予算額がピークであった平成12年度と比べ平成28年度では６%程度の減少にとどまっており、過剰供給構造となっています。
2. 価格競争では、約66%の入札においてくじ引きによる落札が発生している状況です。
3. 平成27年度の県土整備部・農林水産部の土木一式工事において、入札参加建設企業の約42%が工事を受注できませんでした。
4. 県土整備部の発注件数について、各四半期ごとの発注件数の差は近年では縮まっているものの、第１四半期では100件前後であるのに対し、第２～４四半期ではいずれの期間においても250件以上となっています。
5. 建設業の売上高経常利益率の平均値（売上高１億円以上の建設企業）は、平成26年度は2.72%（過去最高値）でしたが、平成27年度は2.63%に低下しました。
6. 平成25年度の三重県における工事落札率が平均89.3%であるのに対し、近隣県は93%以上であり、三重県の工事落札率は近隣県より低い状況です。
7. 三重県の公共工事設計労務単価は、主要11職種において平成25年度に比べ平成27年度で約10%上昇していますが、大工や左官の賃金は聞き取り調査では約１%しか上昇していません。
8. 建設業の従事者は減少しており、特に本県の39歳以下の就業者数は、平成17年の約28,000人に比べ、平成22年は約22,000人と著しく減少しています。
9. 県立高等学校において、従来から土木・建築系学科が無かった東紀州地域に加え、伊賀地域においても土木・建築系の学科が無くなっています。
10. 休業４日以上の死傷者数は年々減少しているものの、建設現場での事故はニュースなどに大きく取り上げられ、危険な業種として認識されています。
11. 大学生を対象としたアンケートでは、平成24年度から、行きたくない会社として、「休日が少ない会社」と回答する学生の割合が年々高くなっています。
12. 公共工事の約８割の工事は４週４休もしくは４週５休であり、完全週休二日制を実施している工事は５%となっています。

7　めざすべき建設企業像

（1）確かな技術力を持つ建設企業をめざして（技術力）

～ここで解決すべき課題～

1. 建設投資の減少による工事量の減少に対する対応
2. 国等の県発注工事以外の公共工事を受注するための技術力の向上
3. 新しい技術（建設ICTなど）による生産性の向上
4. 若年就業者等の定着促進
5. 若年就業者の有資格者の増加

（1－1）国などの県発注工事以外の公共工事も受注できる技術力を身に着けます。
（1－2）若年就業者を育成し技術・技能を適切に継承します。

（2）地域に必要とされる建設企業をめざして（地域貢献）

～ここで解決すべき課題～

1. 局地的な豪雨の頻発等の自然災害から地域を守る
2. 南海トラフ地震等大規模災害に対する準備
3. 災害対応空白地をカバーする体制の構築
4. 公共土木施設の健全化をめざす
5. 地域に必要な地域貢献の継続
6. 社会的責務を果たす

（2－1）社会基盤の安全確保を担うことにより地域住民の生活を守ります。
（2－2）複数の企業で協力体制を構築し大規模災害などに備えます。
（2－3）建設企業の特性を生かした地域貢献を通じて、地域の一員としての責任を果たします。

（3）未来に存続する建設企業をめざして（経営力）

～ここで解決すべき課題～

1. 計画的な経営のための情報の入手
2. 効率的な業務に向けた事業連携
3. 受注機会の拡大
4. 第１四半期における閑散期の解消
5. 売上高経常利益率の向上
6. 適正価格での受注の拡大
7. 元請下請関係の改善
8. 継続的な若年者等の確保
9. 労働環境の改善

（3－1）協業化による企業連携を強化し、企業存続をめざします。
（3－2）計画的な受注により、将来につながる経営基盤強化を図ります。
（3－3）適正な利潤が確保される価格での契約により下請企業を含む関連企業に利潤が配分され、業界全体が安定経営できるようにめざします。
（3－4）「土日完全週休二日制」の実施など労働環境の改善に業界全体でめざし、働きやすい職場と人材の確保を図ります。

8　取組目標と具体的な取組

(1) 確かな技術力を持つ建設企業

取組目標　工事における若手技術者の登用率

技術の継承を進めるためには、若手技術者（39歳以下）の活用が必要なことから、若手技術者の配置技術者への登用率を17.5％（H27）から21%にします。

取組１　他機関発注工事の受注を可能とする技術力

- ●総合評価方式対応力向上の取組　●国等に対する県内建設企業受注機会拡大の要望
- ●生産性向上に向けた取組　●積算能力の向上の取組

取組２　技術力向上に向けた取組

- ●総合評価方式適用下限価格の引き下げ　●若年就業者等の定着に向けた計画的な育成・支援
- ●技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援　●優良工事の表彰　●建設キャリアアップシステムの活用の検討
- ●総合評価方式における工事成績評価方法の見直し

取組３　若手技術者が活躍する場の創出

- ●若手技術者対象工事の発注　●熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

(2) 地域に必要とされる建設企業

取組目標　維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率

社会基盤施設の機能を適正に維持し、継続的に地域を守るためには、維持修繕工事全般を継続的に施工する体制づくりが必要なことから、維持修繕工事全般で地域維持型共同企業体が占める割合を43.6%（H27）から53%にします。

取組４　建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進

- ●地域維持型業務委託の改善と拡大　●地域維持型工事発注の実施　●維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し

取組５　大規模災害発生後の復旧体制の確立

①災害復旧対応能力維持の取組
- ●災害対応訓練の実施

②災害復旧対応体制維持の取組
- ●地域を支える建設企業の育成

(3) 未来に存続する建設企業

取組目標　売上高経常利益率の平均値（売上高１億円以上の企業）

厳しい経営状況におかれている建設業が未来に存続するためには、安定した経営が必要なことから、売上高経常利益率の平均値（売上高１億円以上の建設企業）2.63%（H27）を2.72%にします。

取組６　計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

①計画的・安定的な受注のための取組
- ●地域機関ごとの事業規模の明確化　●公共工事の発注見通しの改善　●受注機会均等化の取組

②建設企業の協業化を進めるための取組
- ●入札参加業者数の改善　●管内下請の導入

③月別受注量の平準化の取組
- ●ゼロ県債・債務負担行為の活用　●余裕期間制度の導入と活用

取組７　適正な利潤が確保できる入札制度への改善

①工事単位の利益率の向上の取組
- ●適正な予定価格の設定　●総合評価方式における価格評価方法の見直し　●低入札価格調査制度の改正
- ●現場状況の変化に対応した適切な設計変更　●標準工期の見直し

②受注者の事務負担等の軽減取組
- ●ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大　●総合評価方式における提出書類の簡素化　●電子化の推進
- ●円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有

③下請企業（技能労働者）の利潤確保
- ●「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用　●技能労働者の賃金等の調査の実施
- ●重層下請の改善　●総合評価方式適用下限価格の引き下げ（再掲）

取組８　入職促進の取組

- ●入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援　●建設業の理解のためのＰＲ

取組９　完全週休二日制など労働環境改善の取組

- ●「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大　●安全な職場環境づくりの促進
- ●女性就業者の職場環境の改善

入札・契約制度

1 現状

公正性、透明性を確保しつつ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）の基本理念である「現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等」を実現するため、入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいます。

（1） 入札・契約方式

建設工事の入札・契約方式は以下のとおりです。

入札･契約方式		適用
一般競争入札	一般競争入札	WTO対象工事（※1）
	条件付き一般競争入札	建設工事の入札全般
指名競争入札		測量･設計等業務委託　など
随意契約		緊急を要する工事　など

※1　ＷＴＯ対象工事とは、世界貿易機関政府調達協定に基づき設計金額が 1500 万 SDR（22 億９千万円）以上の工事をいう。

（2） 予定価格

三重県会計規則に基づき、契約金額の上限基準となる予定価格を設定しています。

（3） 落札者の決定方式

① 価格競争方式

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式です。

② 総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式です。

（4） 最低制限価格制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに基準となる価格（最低制限価格）を設定し、これに満たない価格で入札した者を失格とする制度です。建設工事では、価格競争方式の案件に適用しています。

（5） 低入札価格調査制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、基準となる価格（調査基準価格）に満たない価格で入札した者に対し、その価格によって契約を履行できるか否かを調査し落札者を決定する制度です。建設工事では、総合評価方式の案件に適用しています。

（6） 三重県建設工事等入札参加資格

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、以下の①～③を満たす必要があります。

① 建設業法第３条に基づく建設業の許可を受けていること
② 同法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていること
③ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること

（7） 三重県建設工事発注標準【表－１】【図－１】

本県では、「建設工事」のうち、以下の６業種について格付けを行っています。

土木一式工事	A～C	建築一式工事	A～C	電気工事	A、B
管工事	A、B	舗装工事	A、B	造園工事	A、B

格付けは、経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点及び１級技術者数からなる格付基準により行っています。

格付けに応じて、発注する工事の設計金額の入札に参加できる基準を「三重県建設工事発注標準」として定めています。

（8） 資格（指名）停止措置

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者が、法律に違反するなどの行為により、契約の相手方として不適当であると認めた場合、期間を定めて入札に参加させない措置を行います。

２ 取組方針

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」及び「新三重県建設産業活性化プラン」に基づき入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいきます。

３ 令和元年度の主な取組

（1） 入札・契約制度の適正な運用

各種制度の周知徹底、入札等監視委員会の審議・確認など入札・契約制度の適正な運用を行います。

（2） 予定価格の事後公表

適切な見積りを行わずに入札に参加する建設企業の排除とくじ引きの抑制対策として、予定価格の事後公表を引続き試行します。

（3） 最低制限価格の運用の改正

三重県建設工事執行規則を改正し、適正な利潤や労務費等を確保するため、予定価格の１０分の９としている最低制限価格の上限値を令和元年６月１日から撤廃します。

【表－１】三重県建設工事発注標準

〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付基準
A	3,000 万円以上	①　総合点 840 点以上 ②　１級技術者５名以上 （うち３名の公共工事の主任技術者の実績）
B	2,000 万円以上 7,000 万円未満	①　総合点 760 点以上 ②　１級技術者２名以上 （うち１名の公共工事の主任技術者の実績）
C	2,500 万円未満	上記以外のもの

総合点＝経営事項評価点数＋技術等評価点数
　※技術等評価点数＝①工事成績による点数
　　　　　　　　　　－②資格（指名）停止期間による点数
　　　　　　　　　　＋③環境マネジメントシステム導入による点数
　　　　　　　　　　＋④品質管理マネジメントシステム導入による点数
　　　　　　　　　　＋⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

【図－１】発注方法

〔土木一式工事〕

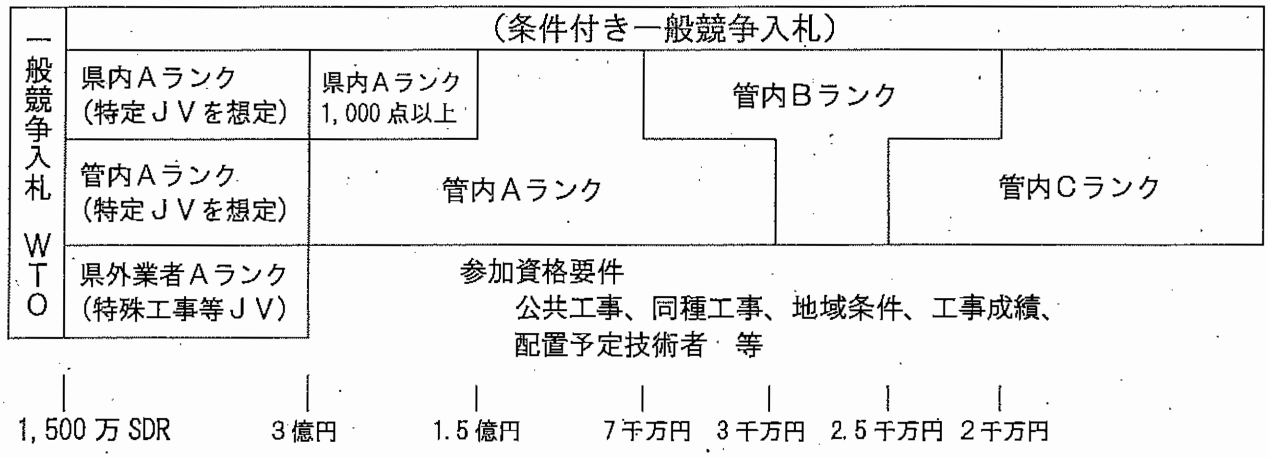

総合評価方式

1　概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げています。

三重県では、品確法の趣旨を踏まえ平成19年度から総合評価方式を導入しています。

（1）総合評価方式の対象

【建設工事】

① 土木一式工事：5千万円以上
② 建築一式工事：1億円以上
③ 舗装・橋梁上部工・法面処理工・海洋土木工事：3千万円以上
④ 上記①から③に該当しない工事：7千万円以上

また、平成30年度からは、土木一式工事の一部で、3千万円から5千万円を対象とした特別簡易型総合評価方式を試行。

【測量業務】

① 1千万円以上のすべての業務
② 5百万円以上で、難度の高い業務

【設計業務】

① 3百万円以上で、概略・予備・基本設計などの業務
② 5百万円以上で、業務区分が標準的な業務、高度な業務、難度の高い業務の設計業務

＜平成30年度実績＞

・建設工事：全発注件数約1,200件のうち380件で総合評価を実施
・測量・設計業務：全発注件数約800件のうち153件で総合評価を実施

（2）建設工事における総合評価方式の型式

① 簡易型（予定価格12億円未満）
② 標準型（予定価格12億円以上）
③ 高度技術提案型（標準型のうち、高度な技術提案を必要とするもの）

（３）建設工事における落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と各評価項目の評価に応じた加算点により評価値を算定し、評価値の最も高い者を落札者としています。

<建設工事における評価値の算出式>

$$評価値=\frac{(標準点+加算点)}{入札価格}$$

標準点（100 点）
加算点：簡易型（10～25 点）
加算点：標準型（35 点）

（４）建設工事における評価項目の配点内訳

土木一式工事（簡易型Ｂ）における評価項目の標準の配点は、次の表のとおりです。

	配点	全体に占める割合（%）	主な評価対象実績
地域精通度・貢献度	37	17	本店所在地、災害協定の訓練実績等
社会貢献度	15	7	男女共同参画活動実績、障がい者雇用実績等
企業の技術力等	58	27	企業の工事実績、工事成績等
技術者の能力	25	12	配置予定技術者の工事実績、ＣＰＤ実績等
技術提案等	80	37	技術提案、ヒアリング
換算前加算点満点	215	100	
加算点満点	20	換算前加算点（215点）を加算点（20点）に換算	

2　取組方針

品確法及び新三重県建設産業活性化プランに基づき、引き続き総合評価方式の改善を図りながら適用していきます。

3　令和元年度の取組

（１）入札参加者や学識者の意見も聞きながら制度の改善に取り組んでいきます。

（２）総合評価方式（土木一式工事）の適用下限価格を予定価格３千万円以上に引き下げた試行を継続し、その効果を検証します。

（３）総合評価方式における技術資料の簡素化を実施します。

土木一式工事における総合評価方式 令和元年度 標準案

【令和元年6月1日以降 標準案】

簡易型B 技術提案 1テーマ	太字箇所:選択可	太字箇所: 配点変更可

大項目		中項目	小項目	簡易型B 標準的な配点 (案)				評価基準・配点等の設定の考え方
企業の能力等	地域精通度・貢献度	地域精通度	本店等所在地	10	15			
			施工箇所地域における工事実績	5				
		地域貢献度	雪氷対策元請実績	5	22			
			小規模業務委託元請実績	5				
			公共施設美化活動実績	3				
			災害協定の評価	9				・県との災害協定で、協定締結後5年以上の継続した伝達訓練を行っている団体との協定:9点 ・県及び県以外との災害協定:3点
	社会貢献度	社会貢献度	次世代育成支援活動実績	10	10			・5項目(「次世代」、「男女共同※1」、「障がい者」、「ISO14001(M-EMS)」「人権に関する取組実績」)を実績等項目数により評価 (5項目:10点、4項目:9点、3項目:8点、2項目:7点1項目:5点、左記以外:0点)
			男女共同参画活動実績					
			障がい者雇用実績					
			環境マネジメントシステムの認証(ISO14001、M-EMS)					
			人権に関する取組実績					
			県内企業による施工	5	5	110		
	企業の技術力等	工事実績	評価対象工事の実績	20	48		135	
		工事成績	申告工事成績点又は総合点	20				・企業が自ら選んだ三重県の直近過去3年度及び当該年度の入札公告日までに通知(工事成績認定書)した工事成績点を評価 (90点以上:20点、75点～90点未満:(申告工事成績点−75)+5、75点未満:5点) 申告された評定点のうち、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの評定点から補正します。 平成28年9月30日以前に完成検査を行った評定点 平成28年9月30日以前に部分完成(出来高)検査にて採点を行い、平成28年10月1日以降に完成検査を行った評定点 ・国交省中部地方整備局又は国交省近畿地方整備局が前年度公表している最新の工事成績評定平均点を評価 ・上記三重県の工事成績点及び国交省が公表している工事成績評定平均点がない場合は、入札公告日時点の建設工事等入札参加資格者名簿の総合点を評価 (970点以上:5点、840点～970点未満:(総合点−840)/(970−840)×5、840点未満:0点)
		品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証(ISO9000S)	3				
		労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	5				
		受注工事高	1級技術者1人あたりの公共機関等発注の契約額2千5百万円以上の土木一式工事の契約済額	10	10			・受注工事高をベースとした評価 (5千万円未満:10点、5千万円から1億5千万円未満:10−(受注工事高−5千万円)×10/1億円、1億5千万円以上:0点)
技術者の能力	技術者の能力	配置予定技術者の工事実績	主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事実績	20	25	25		
		資格保有状況	1級土木施工管理技士の資格					・予定価格8千万円未満の場合は評価 ・設定時の標準配点:5点
		継続学習制度(CPD)	継続学習制度の単位取得状況	5				
技術提案等	技術提案	技術提案	発注者が指定するテーマ・項目について施工上留意すべき課題と対策	60	80	80	80	・1テーマあたり3項目 ・提案を求める項目内容を全て明示 ・項目毎配点を項目の重要度等に応じて設定し明示 ・項目毎に5段階評価 ・請求に応じ項目毎の結果(点数)を通知
	ヒアリング	ヒアリング	配置予定技術者の工事監理能力の確認等	20				・5段階評価
			(標準点 100点) + 加算点 20点換算	215				
				換算 20.00 点	(※換算時、小数3位切り捨て)			

公共事業評価制度

1　概要

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施するため、事前評価・再評価・事後評価の各評価システムを一体的に機能させた評価サイクルを構築しています。

（１）事前評価

「公共事業事前評価システム」により、効率的・効果的な社会資本整備の実現を図るために、事業実施前に公共事業の必要性とその効果について客観的な評価を行い、公共事業の実施を決定したプロセスの透明化を図っています。

（２）再評価

「公共事業再評価システム」により、事業着手後一定期間を経過した事業等を対象に、事業継続の適否を評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、事業継続の適否を決定しています。

（３）事後評価

「公共事業事後評価システム」により、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業の効果や周辺環境への影響等を確認し、評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、今後実施する事業の計画または実施中の事業への反映に努めています。

2　取組方針

引き続き、公共事業の公正性及び透明性確保のため、事業評価を実施します。

3　令和元年度の主な取組

（１）事前評価

令和２年度の事業実施予定箇所について、事前評価を実施します。

（２）再評価

道路事業、河川事業、海岸事業など 11 事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

（３）事後評価

道路事業、河川事業など４事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

三重県公共事業評価制度

三重県公共事業評価サイクル

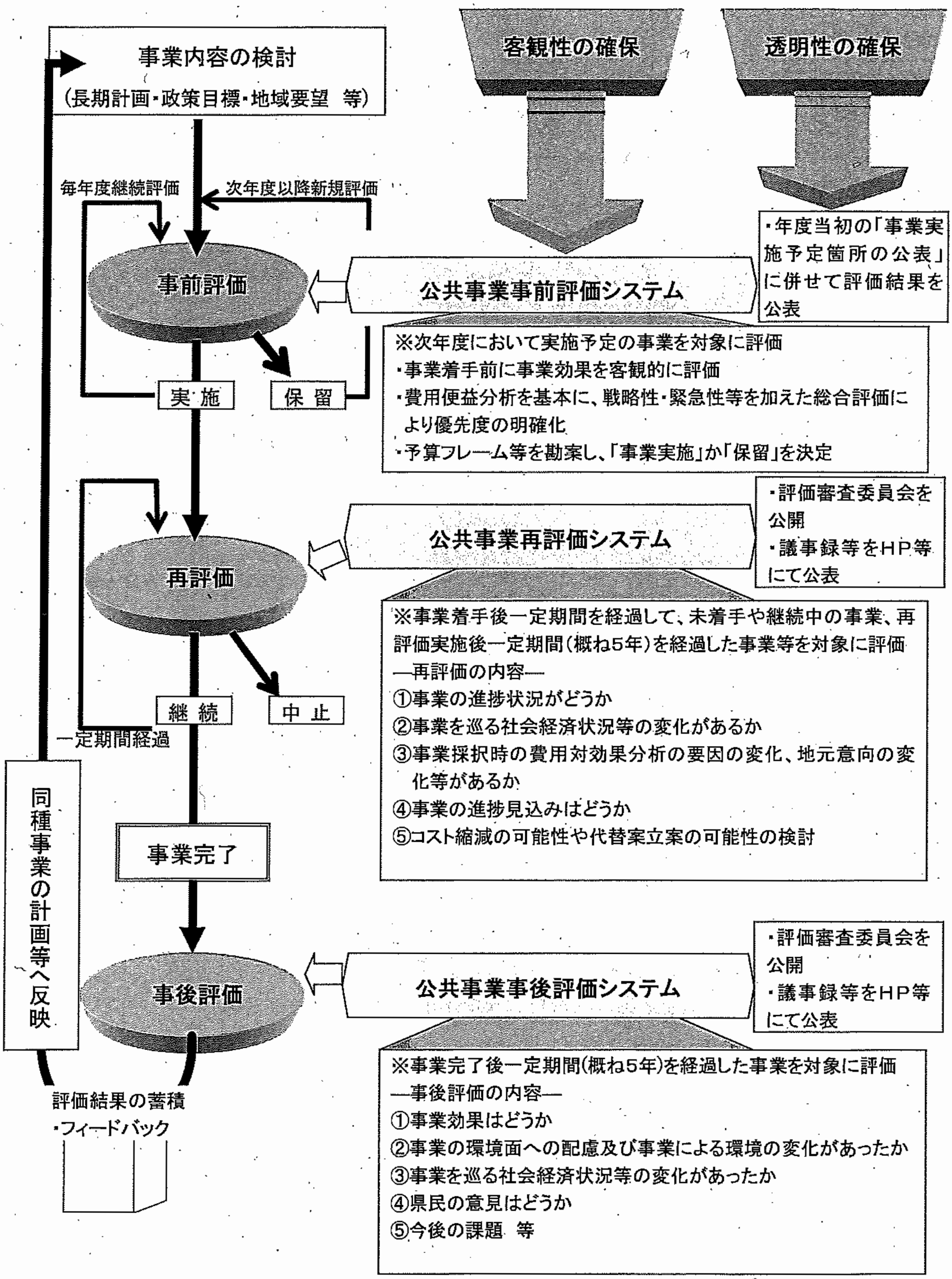

工 事 検 査

1　検査の目的

三重県が発注した工事が完成し、その代価を支払う際には、契約どおりに工事目的物が完成しているか確認する必要があります（地方自治法第 234 条の 2）。

そのため、工事完成後、または必要に応じて施工途中に工事検査を実施します。

2　検査の対象

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で、農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管するすべての建設工事及び測量・調査・設計業務を対象に行います。

3　検査の種類

工事検査の種類は次のとおりです。

（１）完成検査

工事の完成を確認するための検査です。

（２）出来高部分検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合などにおいて、その出来高を確認するための検査です。

（３）中間検査

工事の完成時には確認できなくなる部分などについて、工事の施工途中で、施工済部分を確認する必要がある場合に行う検査です。

4　実施方法

工事検査は、次の３つの方法により、三重県建設工事検査規則に基づいて実施しています。

（１）委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を県が行う検査です。

実地検査については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき公共工事発注者支援機関として認定された公益財団法人三重県建設技術センターへ業務委託しています。実地検査員としての資格を有する同センター職員が、施工状況や工事目的物の出来形・品質などの確認を行い、その後、県の工事検査担当職員が、この実地検査報告を精査し、工事の完成認定を行います。

（２）直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

電気機械設備・営繕工事等は、年間の検査件数も少ないことから、県が直接検査を行います。

（３）臨時検査員検査

工事検査担当職員以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

工事検査が同日に多数重なり、委託検査で対応できない場合に行います。

なお、検査対象工事に関係する課以外の職員が検査を行い、公正性を確保しています。

5　検査実績

（単位：件）

	委託検査	直営検査	臨時検査員検査	合　計
平成 28 年度	２，５３０	２９２	３６９	３，１９１
平成 29 年度	２，２９１	２９０	３８５	２，９６６
平成 30 年度	２，３７６	２４９	４５０	３，０７５